

見直してみましょう あなたの人権感覚

日々の授業、学級経営等においては、幼児・児童・生徒に対する適切な配慮を行うことが必要です。一人一人を大切にするために、「教師と子供との関わり」、「教室環境」、「学校から発行する文書等」、「個人情報の管理」の観点からあなたの人権感覚を見直してみましょう。

教師と子供との関わり

子供に対して、一人一人の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接しましょう。

幼児・児童・生徒の呼び方

幼児・児童・生徒に向かって、「お前たちは…」と呼んだり、あだ名や名前だけで呼び捨てにしたりすることはないでしょうか。このような呼び方を親愛の情の表れと言う人がいます。

しかし、親愛の情は、教職員と幼児・児童・生徒、相互に通じ合える心の交流の上で育まれるものです。一人一人の幼児・児童・生徒はかけがえのない存在であり、人格を尊重するという趣旨から、名前を呼ぶときは、あだ名や呼び捨てにせず敬称を付けて呼ぶことが大切です。

幼児・児童・生徒に対する不用意な言葉

幼児・児童・生徒に向かって、「何でこんなことができないの。」などと言うことがありますか。できなかつたり、分からなかつたりする原因は幼児・児童・生徒にあるのでしょうか。幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じたきめ細かな指導を行っているかを、まず教師自身が問うべきでしょう。「一緒に考えてみよう。」「〇〇するとできそうだね。」という共感的で見通しのもてるような指導を幼児・児童・生徒は待っているのです。

指導という名のもとでの体罰や不適切な行為

幼児・児童・生徒が自分の指示に従わなかったときに、無理やり言うことを聞かせようとすることはありませんか。部活動等において自分自身の指導の在り方を振り返ることなく、一方的な要求を出し、それが思うようにならずついカッとなってたたくなど力で抑えようとするのは、決して許されることではありません。

肉体的苦痛を与えるような懲戒である体罰は教育への信頼そのものを崩壊させます。また、暴言等は精神的な苦痛を与える不適切な行為として体罰と同じように人権侵害に当たる可能性があります。幼児・児童・生徒の行動の背景を理解し、一人一人に応じた丁寧な指導を行うことが大切です。

教室環境

学級内に人権尊重の雰囲気を作るために、教室環境等の整備に努めましょう。

配慮に欠ける作品

幼児・児童・生徒が作った文集や絵画等の作品は、本人や保護者にとってよき思い出となる貴重なものです。その中に、友達のことを傷付けたり、人権侵害に当たったりする表現があってはなりません。また、文章表記で誤字・脱字がある場合、そのままにしていることは、その幼児・児童・生徒に対する指導の放棄と同じです。一人一人の幼児・児童・生徒の作品を大切にするという観点から、幼児・児童・生徒と一緒に正しく直してから掲載することは、教員としての責務です。

長期欠席等の幼児・児童・生徒については、日頃から本人や保護者と十分連絡を取り、了解を得ながら可能な範囲で作品の制（製）作に関われるよう配慮することが大切です。

プライバシーに関わる掲示物

教室などに学習ドリルの進捗や忘れ物を示す一覧表、課題の提出状況をまとめた資料、身体的状況を示すグラフなどを掲示することは、幼児・児童・生徒のプライバシーに関わる重大な問題です。

また、作品展などの会場に、作品の横に制作している幼児・児童・生徒の写真等の個人情報を含む掲示物が掲示してあることがあります。一般の参観者に幼児・児童・生徒の頑張っている様子を分かってもらおうとの意図によるものかもしれませんが、事前に、幼児・児童・生徒本人や保護者の了解を得ておく必要があります。

学校で発行する文書等

様々な立場の方が読んだり見たりすることを想定して作成しましょう。

誤解を招く表現

学校が発行する文書や冊子等では、その表現によって幼児・児童・生徒や保護者等に傷付く人がいないか、誤解を招くことがないかを、様々な観点から文章を検討する必要があります。

配慮すべきこととしては、例えば、女性や障害者、同和問題、外国人等に関わって蔑視につながる言葉は使用しない、身体の一部の名称を用いて物事の不十分性を示すような表現はしない、特定の職業に対する偏見や差別意識を助長するような表現はしない、などがあります。

公的な資料等に掲載する写真や絵・イラスト

研究紀要等の公的な資料に掲載する写真や絵・イラストについては、それらを見る側の立場に立って、不快な思いをする人がいないかを考え、掲載の適否を判断することが大切です。例えば、写真を掲載する際には、枠取りを工夫し、被写体の顔や体などが不自然に切れることのないよう配慮することが必要です。

絵やイラストの中には、身体の一部を省略・強調して描いたり、ユーモラスな描写にしたりする場合があります。こうした表現を一律に不適切であるとするなど、表面的な事象のみで問題を捉えることなく、ねらいや発達段階を踏まえ適切に判断することが大切です。

様々な人権課題に関わる偏見や差別意識を助長するおそれがないか等の観点から、人をおとしめるような意図や悪意に満ちあふれているような表現は許されるものではありませんが、それ以外の様々な描写については、あくまでも社会通念に照らして適切に判断することが大切です。

個人情報の管理

重要な個人情報を大量に扱っていることを常に意識し、その扱いには細心の注意を払いましょう。

不必要な調査内容

幼児・児童・生徒の実態把握は指導上大切なことです。そのためいろいろな調査票が用意されています。従来から使用されていたものであっても、内容や項目を再点検する必要があります。

例えば、家庭に調査を依頼する書類の中に家族構成や保護者の職業、勤務先名等の記入を求めている場合、それらは、幼児・児童・生徒の教育にとって本当に必要な情報かを検討することが大切です。

個人が特定できる研究資料

学校の研究報告書、校内研究会の資料などに、個々の幼児・児童・生徒の事例が取り上げられることが少なくありませんが、個人が特定できるような記述は、厳に避けるべきです。

研究協議を深めるために事例は重要な役割を果たしますが、それはあくまでも部外秘の資料であり、外部に漏れることがあってはなりません。研究会終了後に回収し、廃棄するなど適切な配慮が必要です。

不適切な個人情報の管理

個人情報が記された書類等を机の上に置いて席を離れたり、鍵のかからない引き出し等に保管したりしていないでしょうか。それらを上司の許可なく自宅等に持ち帰ってしまうことはないでしょうか。

また、第三者が聞くおそれのあるところで幼児・児童・生徒の家庭や学習の状況等、個人情報を含む内容を話していませんか。学校外はもちろんのこと、校内であっても、幼児・児童・生徒や保護者などが出入りします。話の内容に応じて場所を移動するなど適切な対応をする必要があります。

ホームページ等への掲載

個人が特定できる写真や記事は、個人情報に当たります。写真等は学校運営上の「学校生活や校外活動の記録」として収集されたものと考えられます。しかし、この写真等をホームページに公表したり、校外に配布したりする行為は、利用目的とは異なるため、本人から同意をとる必要があります。また、ホームページ等に掲載する旨を利用目的に含めて公表していたとしても、肖像権等の法的権利について注意する必要があります。